



測され、また、右の「はたらく者」の具体例としては、下間少進や北七太夫があげられると思われるのである。

慶長期の桑名の能楽

米田 真理

江戸時代の桑名藩（現三重県桑名市）は東海道五十三次の宿駅が置かれ、十一万石の城下町として栄えた。芸能関係の史料としては、雅楽に関する文献や、装束、楽器類が数多く残されている。これは、文政六年三月に白河藩から移封した松平定永が、寛政の改革で著名な松平定信の嫡子であり、その定信は雅楽に造詣が深かったからである。以後、幕末の藩士分限帳にも雅楽師が記載されているし、祭礼の際にも町人によって雅楽が奏されるなど、雅楽とは縁の深い土地柄である。

一方、能楽に関するまとまった資料、例えば能番組やお抱え能役者の存在は未だ知られていない。しかしながら、既に公刊された資料の中にも、ごく少数ではあるが能楽関係の記事を見出すことができる。その中から、『桑名市史 補編』（昭和三十五年八月初版、同四十九年十二月再版）巻末に翻刻が掲載されている『慶長日記』を取り上げたい。

『慶長日記』は、船馬町に住して酒屋を営んだ太田忠右衛門吉清による私記で、主に米相場などについて

詳述されている。太田家は戦国時代に地侍として活躍し、江戸時代では町年寄をつとめた名家であった。同書には慶長四年秋から同二十年正月までの記事が収められる。ちなみに当時の桑名藩主は、徳川四天王の一人である本多忠勝の、嫡子忠政であった。

その中で能楽関係の記事は同十七年と十八年の二年間だけに集中している。すべてを掲出すると次の通りである（便宜上①～⑧の番号と句読点を付した）。

- ①（慶長十七年）三月八日、樋口甚右衛門・同甚七殿、駿河へ下向、桑名ニテ鞍御打。江口遊歴、一段聞事驚耳候。
- ②（同）六月四日、御城ニテ御能アリ。
- ③（同）七月十二日、長嶋ニテ御能アリ。
- ④（同七月）十九日・廿日、御城ニテ御能。
- ⑤（同）十二月十九日、藤堂和泉守殿、御越被成、御城ニテ能アリ。
- ⑥（同十八年）正月二日、御城ニテ御能アリ。
- ⑦（同）七月二日、叡山ノ南光坊御下国。談義所ニ御座候。一夜御宿、拍子三番アリ。二日二駿河へ御下り、仏眼院ノ法印御同道ニテ御下り。
- ⑧（同）七月廿一日、御城ニテ御能アリ。又三郎初メテ出テ、夕顔ヲ打ツ。諸人褒申候。

①⑤⑦はいずれも、徳川家康の居城であった駿府城への途上のエピソードである。

①に見られる「樋口甚右衛門・同甚七殿」は、豊臣秀吉に厚遇され後に葛野流に属した大鼓役者樋口久左衛門と関係のある者だろう。『近代四座役者目録』には久左衛門の養子として「樋口甚六」なる人物が見え、名前の似ている点から関わりが窺われる。

⑤は、津藩の初代藩主で能好きの大名として著名な藤堂高虎に関係する演能である。高虎は同年十一月六日と同十七日に領国である伊賀にて演能を行っており、家臣ながら友人同然の活動をしていた花崎左京と浅井喜之助、それに二人の師匠にあたる本願寺坊官の下間少進がシテをつとめている（『能之留帳』）。翌年二月十六日には駿府の高虎邸にて演能が行われている（『能楽研究』一八号所収「江戸初期能番組七種」による）から、⑤の記事は高虎が伊賀から駿府へ向かう際のものだろう。左京や喜之助も、その腕前を披露したのではないだろうか。

⑦は徳川家康の帰依を受けた天海（南光坊・慈眼大師）が桑名の仏眼院に一泊したときのものである。仏眼院は、もともと桑名の総鎮守である三崎神社の神宮寺として繁栄し、戦国時代に一時衰微、延暦寺末となっていた。寛永年間には天海の弟子天尊を住職に迎えて東叡山末となり、

天海との関係が深い。家康主催の能楽に臨席することもしばしばだった天海を、囃子でもてなしたのである。

⑧の「又三郎」は実際に桑名城での演能に出演している個人名として貴重である。その口ぶりや、著者吉清の父吉忠（元和元年に八十三歳で没）が「又六郎」を名乗っていたこと、後代の町年寄に「太田又十郎」がいることなどを考慮すると、著者の身内である可能性が高い。ただし、『桑府名勝志』（寛政七年春・同十年、魯編庵義道著）所収の太田家系譜中には「又三郎」なる人名を見出すことができない。

以上、若干の考察を試みたが、他に、単に「御城ニテ御能」とだけ記される②④⑥の実態や、なぜ同史料での能楽関係記事が慶長十七年以後からなのかなど、不明な点が多い。ただ、慶長から元和年間、家康・秀忠が能を愛好していた影響から、多くの大名が能役者を召し抱えたり扶持を与えたりして盛んに演能を催しており、桑名藩でもこの頃から演能環境の整備を進めていたのではないだろうか。もっとも、翌十九年十月には大阪の陣が起り、藩主忠政も参陣したため、しばしこの整備を中断しなければならなかったであろう。残念ながら、翌元和二年に著者が没した『慶長日記』を引き継ぐような有効な史料を見出すことはできないが、今後は元和三年七月に本多氏が転封した姫路藩の史料も参考

に、考察を進めていきたい。

\*桑名藩の歴史については『桑名市史』に依った。

続・因州侯（鳥取藩池田家）

旧蔵能面に関する考察

保田 紹雲

能面の面裏には烙印や文字、隠しサインとも呼ばれる彫刻のしるしなど、いろいろな情報が秘められているものが多い。

能面の面裏に朱漆（一部、黒漆書のものもある）の特徴のある筆太の文字で、享保あるいは元文年間の年月や作者名、調達先、本面（手本面）の所有者などが、記されている一群の面があるが、その一部には「旧因州侯藏橋岡久太郎所持」と金文字で書かれたものがあり、この朱漆銘から因州侯旧蔵の能面であることが橋岡所持の記載がなくても容易に判明する。

これまでに実見した面や、各種図録、資料などから因州侯旧蔵と判断される能面一五二面をPCエクセルで一覽表に整理した。（以後「一覽表」とよぶ）

大正八年六月に「因州池田侯爵家御蔵品入札」が行われ、その売立目録には能面七九一面の面名称、作者名が掲載されており、これも、一覽表同様PCエクセルで整理した。

これにより、「面名称や年月順、作者名や調、出来、懸領、借分などの

面裏記載の特殊用語及び本面の所有者、売立番号との照合などの分類整理や解析が容易に行えるようになった。

この能面を蒐集した藩主は第三代吉泰で、能面蒐集を始める前は能に明け暮れる日々を送っていたが、吉宗が將軍になった享保年間になると、自ら能を舞うことは無くなり、また、享保の初めに芝下屋敷と鳥取城の火災にあつて能道具が焼失した頃から能面の蒐集が始まっている。

その当時の藩の財政状況は最悪で、火災・水害・蝗災等の天災や幕府の手伝普請が相次いでいる中で、藩主は高価な能面蒐集を続けている。売立目録、一覽表を総合して解析すると

- 一、売立目録以外にも旧蔵面の存在することが判明した。（推計で売立目録以外の旧蔵面数は七四面。その結果、推計で旧蔵の総面数は八六五面）
- 一、売立目録の作者分類
- 桃山時代以前の面 三十面
- 享保七年以前の物故者 二五〇面
- 出目洞水、甫閑、庸久 三七九面
- 享保八年以降と経歴不明 一二面
- 作者名不明 一二〇面
- 計 七九一面
- 七九一面

圧倒的に多いのは大野出目家の洞水、甫閑で庸久も含む三人である。一、女面の種類からみた能の流儀は小面（五五面）が圧倒的に多く、喜多流か金春流であり、藩の資料から喜多七太夫に習っていたこと

が判明した。

一、喜多七太夫家（六世喜多七太夫成能が享保元年に没し、七世十太夫定能が相続した）の主な面を手本にして洞水や甫閑に直写させ、出来次第、納めさせている。（推計で七四面）

一、橋岡久太郎は一三二面以上を所持したが、その後散逸したのもも多い。

一、面裏記載は享保七年十月以後のものは月まで記されており、記載がこの時から始められたと推定出来る。

一、以前の年記には年のみで月の記載がなく、遑って記されたことと推定した。

一、「打放し」の定義は出目満光が面袋に記した内容から「手本を参考にしてさらに工夫・創作を加えた面」が妥当であることを明らかにした。

を、参勤交代の年月と面裏年記が合致していることから突き止めた。（推計で二二一面）

一、「伏見調」の面の出所を推理した。

一、面裏記載事項中の独特な言葉「直写」「借分」「懸領」についてその意味を明らかにした。（推計で懸領は六八面）

一、「享保十八年九月調」の面は、庸久のお目見えに際して大野出目家から因州藩へ音物とされた能面と推定され、目玉として古作の春若作小懸見を加え、大野出目家で所蔵していた面のうち、手本面として必要性の少ない面を整理して能面一揃としたことを明らかにした。（推計で五八面）

一、その他の時期に纏めて納入された面にも目玉面として古作の面が含まれていることを示唆した。

一、大野出目家の当主は能面の納入の他に面の鑑定など頻繁に出入りし、参勤交代には見送り出迎えるなど、藩主との交際の深さが営業活動でもあったことを明らかにした。

一、大野出目家に伝えられた重宝である手本面や満猶の「極め」付の面が因州藩へ流出していることを明らかにした。

一、他藩大名家の写面で「出来」は藩主吉泰が所望して届けられた写面であり、「調」は写しを所持していた出目家から入ったことを示唆した。

能楽の普及と「階級」

大正初期の能楽観 飯塚 恵理人

明治時代から大正にかけての能楽が、新しい担い手の登場と新しい愛好者の獲得を目指したことは事実であろう。しかし明治・大正期の能楽界では、能楽師が相手を選んで教えていたことも見のがしてはならない。芸者・役者に能を教えたものは破門する、女性を舞台にあげないなど、能楽の愛好者の範囲を限定する動きが明治維新から大正時代にかけて継続してあった。またこの現象は東京・関西・名古屋など、全国的に見られる。だが、なぜそのようなことが広範にあったかについての考察は、従来されていない。

本稿では、この理由を、能楽師の側に、能を上流の人々の芸能と位置づけたという意図があったのではないかと考え、以下に述べてみたい。大正元年に東京の囃子方が連帯して

出動料の値上げを要求した。宝生会の本間廣清は「当然の要求」という題名で、囃子方の値上げ要求を容認し、以下のように述べる。「能楽は近來非常の勢力を以つて其範圍が拡大されつゝ、あるの、其れは結構な事には相違ないが、近時の斯界を見るに其勢力の拡まりつゝ、ある処は中流以下の社会にある様だ。由來能楽は日本最高の芸術として是を嗜む者も学ぶ者も、共に中流以上の社会にあつたのであるから、其芸術の高尚なるのみならず、これに従事する楽師や、これを学ぶ所の所謂お素人も芸術家として又芸術嗜好家として、最も品性の高いものとして、社会からも之を許されてあつた。然るに今日の状態をして此儘に放棄したらんには、熊公八公の類が斯界の中心点とならぬとも限らぬ。従つて芸としては高尚なものでも、中流以下寧ろ下層社会の人々の玩弄物となるに至つては、中流以上の人々は漸く斯道を樂しむ事を恥づるに至るであらう。斯うなつたら、高尚な芸は一変して、能楽と云ふものは浪花節と同視されて了はねばならぬ。現今の斯界に何故斯う云ふ忌まはしい傾向の浸入を見るに至つたかと云ふに、其原因は種々あるであらうが、諸芸の中で能楽が一番安値で見られもし、又最も安い月謝でこれを稽古する事もできる。然かも謡でもやつて居れば一寸世間体がよいと云ふ処から、中流以下に其勢力を示すに至つたのである。

氣を遣つていると言える。この記事の末尾には記事をまとめた吉田魯洋が「今後の元義氏は大に自重されん事を望むのである。」と述べており、元滋の処置を支持している。大正初期、能楽師達は能楽の愛好者を「中流以上」の人々までに抑えようとし、それに害となると思われる行動を取る能楽師には制裁を加えた。しかしながら、この時点で謡の流行は「婦人」「中流以下」にまでのがりがりが顕在化していた。そしてそこから新しい愛好者と担い手が育ちつつあつたのである。

注1 「当然の要求」本間廣清「能楽画報」能楽通信社 第五卷第二号 大正元年一〇月一日発行 一六一―一七頁

注2 「門閥を奈何」久米民之助「能楽画報」能楽通信社 第六卷第八号 大正二年七月一日発行 一四頁

注3 「婦人と子供に」山階徳次郎「能楽画報」能楽通信社 第八卷第拾二号 大正四年一二月一日発行 四頁

注4 「片山の問題」観世元滋「能楽画報」第九卷第四号 大正五年四月一日発行 五頁

補記 本稿は平成一六年度科学研究費補助金基盤研究(C)「東海地域能楽資料の収集と整理」(課題番号・一五五二〇一二四)による成果の一部となる。

其れで一日の能を何程で見られるかと云へば一人六十銭(一席三円)さへあればよい。其れで朝の八時から午後五時頃迄楽しまれる。場末の寄席ですら一夜三四時間で三四十銭は要る。実に比較にも何にもなつたものぢやない。其芸は日本の最高であり、其見料は日本芸術の最低であると云ふ、最も奇怪な現象をば、今日我が能楽の外に之を觀る事は出来ない。其れでも多くの人は怪しみもせぬのである。」と述べる。本間は、このような能楽の状態を述べた上で「飽く迄も能楽の品位を保つて行には、其れに従事する楽師一同を不平のない範圍内の報酬の下に働かせねばならぬ。」と「能楽の品位」を保つために値上げ要求を認めるよう主張している。また久米民之助は大正初年の能楽界の問題を挙げる中で、「も一つ憂ふ可き事がある。即ち謡や能が、社会の中流以下に廣まりつゝ、あるの一事である。人によつては、これを以つて斯道の範圍が拡大されたと云つて喜ぶかも知れぬが、私は反対の意見を有つて居る。中流以下の人が、斯道によつて思想が高尚になれば、誠に結構な事であるが、實際上の道具にしたり、謡を玩弄にされては、斯道の精神が全く没却されてしまふ。斯うなつたら意義ある能楽は亡びて了ふと同時に、品性の下つた人が多くなるから、上流の人達は、共に之を学ぶを好まぬに至るであらう。現に各所の催能に行つて見ても

「鬼は外、福は内」の芸能史 林 和利

このほど東海能楽研究会で刊行した十周年記念論集に、私は「能・狂言をめぐる芸能史的雑考」と題して、日頃考えている試論を発表した。さほど実証性のない説まで臆面もなく披瀝したが、その中で書き漏らしたことがある。それが、「鬼は外、福は内」というキーワードで整理した日本芸能史である。

「鬼は外」すなわち悪霊退散または鎮魂を意図して演奏されるものと、「福は内」すなわち福神礼賛または招魂を意図して演奏されるものに分けられるという意味である。

たとえば、舞と踊りの違いもこの発想で説明できると、私は思っている。周知のように、能は「舞う」と言い、歌舞伎の舞踊は「踊る」と言うが、舞と踊りには根本的な違いがあるとしてよい。

舞は旋回運動で踊りは跳躍運動だと説いたのは折口信夫である。郡司正勝はそれを受けて、水平運動と垂直運動の違いだと補足した。

確かに、水平にマウルからマイなのであり、垂直にオドリアガルからオドリなのである。腰の動きによつてその違いは明瞭である。美意識の根底に安定感を求める能の舞では、基本的に腰の位置は一定して上下しない。しかし、歌舞伎舞踊の所作は腰が固定せず、上下

不行義な人が随分多くなつて居る様に思ふ。」と述べている。「中流以下」に流行することによつて、「品性の下つた人」が能楽に関わることを嫌う点で本間と共通する。また、山階徳次郎は、婦人・子供の謡曲・仕舞の稽古について、「日に月に能楽が隆盛になつてゆくに伴れて、男子ばかりでなく、御婦人方や年若き少年少女で、謡を習つたり、仕舞や鼓の稽古をしたりするものが多くなつて来た。之れに就いてある種類の人達の中には、婦人や子供に殊に女の子供などが、謡を稽古したり、舞をならつたりすることは、決して喜ぶべきことではない。と云つてある人もあるが、私は強ちさうばかりは云へなからうと思ふ。それとも裏店住ひの賤しいお内儀さんだとか、そこらの馬方のお内儀さんとか、子供だとか云ふ連中が、能楽に手を出して来ると云ふのでは、種々の方面から考へて、種々な故障が湧いて来るから、従つて謡をやつてはよくないとか、舞の稽古などをしては悪いかも云はなければなるまいが、御婦人方やお子供達で斯道を嗜むといふ人は、多くは社会の中流以上の家庭にある方である。その方達にしても、何か弊害のない娯楽が一つなくては、人間としてよくない。その一つの娯楽に斯道を嗜むといふのだから、私は却つて可い事だらうと思ふ。」と、社会において中流以上の子女であれば認めるといふ態度を取っている。能楽の愛好者

も含めて自在である。元來、歌舞伎は若い女性の性的魅力を表現する踊りから発している。そのために柔軟な腰の動きは重要であつたはず。直接的にはそれに起因する違いであらう。

しかし、歌舞伎はその前に風流踊りや念仏踊りの前史を持つ。いわば、盆踊りのたぐいである。そのことを踏まえると、両者の本質的違いはもつと明瞭になる。

舞は、旋回運動によつて神や精霊・靈魂を祝福したり慰めたり、それが遠くにある場合は招き寄せる意図を持った身体表現と考えられる。刺激を避けた穏やかな動きは、慰めの意図であらう。扇の動きも招く表現のように見えなくもない。

一方、上下運動を含む踊りは、その刺激的な動きによつて鬼や悪霊を追い払つたり、死者の霊をあゝ世へ送る意思を表示しているように見える。足を踏んで両手を前に押し出すような盆踊りの所作は象徴的である。

そう考えれば、能の舞が祝儀に用いられ、盆踊りは祖先の霊を送る意図で踊られるのは、理にかなつてい

る。これを単純化して言えば、舞の意図は「福は内」であり、踊りは「鬼は外」の意識であるという結論になるのである。

実は、囃子に関しても、笛や琴のようなメロディー楽器と、太鼓のよ

うなりリズム楽器では、同様の相違が

あると見てよい。前者が「福は内」で、後者が「鬼は外」の演奏意図であらう。

死者の霊を招き寄せる霊媒の巫女が琴や梓弓をかき鳴らすことはよく知られている。もちろん弓は音階の違いを表現できないので、厳密にはメロディー楽器とは言えないが、それに通じる音色であらう。

また能の笛は死者の亡魂を引き出す意図で演奏されるが、鼓よりも先に吹き始める。すなわち招魂の表現であるが、「福は内」の意図に通うものである。

また、鬼の姿で太鼓を打つ佐渡のオンデコ（鬼太鼓）はさらに象徴的

であろう。明らかに、太鼓は「鬼は外」の意識である。

そういう目で、我が国の芸能史を眺めてみると、神楽・舞楽・白拍子・曲舞・能・幸若舞は「福は内」の系列であり、田楽・風流踊り・念仏踊り・歌舞伎舞踊・日本舞踊は「鬼は外」の系列につながるジャンルであると整理することができよう。

もちろん双方に太鼓や弦楽器が使用されていることからわかるように、峻別されるものではなく、それぞれ両者の要素が入り交じっていることは言うまでもない。基本的要素がどちらであるか、というレベルの話である。

このほど東海能楽研究会では『十周年記念論集』を刊行しました。収録論文は下記のとおりです。

- 『申楽談儀』第二十二条の「此座」再検 …尾本 頼彦
- 元和年中の女能——海士・山姥から—— …野崎 典子
- 数寄者の時代 ……飯塚恵理人  
——関戸家と能楽との関わりを中心に——
- 因州藩旧蔵能面に関する考察 ……保田 紹雲
- 健忘齋の能面鑑定をめぐる一考察 ……米田 真理  
——彦根藩文章から——
- 狂言〈ぬらぬら〉考 ……田崎 未知
- あいきょうげんあしらい  
『間狂言会釈』の翻刻と解題 ……藤岡 道子
- 能・狂言をめぐる芸能史的雑考 ……林 和利

平成十六年度 活動報告

平成十六年七月十七日 「第五回 伝統芸能上演会」(於 名古屋能楽堂)

開催

例会

平成十六年四月十日 ざわめく観客との対峙—一世阿弥の「先聞後見」論をめぐる

米田 真理氏

六月二十七日

大倉三忠師所蔵「御用留」(仮称)に見る尾張藩の能楽政策

尾張藩と尾張名所図会 栗花 光弥氏 飯塚恵理人氏

九月五日

続・因州侯(鳥取藩池田家) 旧蔵能面に関する考察 栗花 光弥氏

十一月二十一日 ワキ方高安流仕舞付「問答集—舞容迫賦」の紹介と考察 保田 紹雲氏

平成十七年一月三十日 「和泉流秘書」(県大本)の位置 藤岡 道子氏

三月二十八日 明治・大正期の名古屋能楽界 野崎 典子氏

飯塚恵理人氏

東海能楽研究会年報 第九号

二〇〇五年(平成十七) 三月三十一日発行

代表者 寛 敏一

幹事校 名古屋女子大学文学部 林研究室

〒468-8507 名古屋市中天白区高宮町一三〇二

印刷者 共生印刷株